

関係自治体連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 東北地方太平洋沖地震により三春町で避難生活を送ることとなった関係者の生活支援等に関し、関係自治体が相互に連絡調整を図り、もって、住民の生活支援が迅速かつ十分に行われるようにするため関係自治体連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 応急仮設住宅の運営・調整に関する事。
- (2) 仮役場の設置・運営に関する事。
- (3) 関係自治体間における経費負担に関する事。
- (4) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。なお、構成員は必要に応じて追加することができる。

富岡町長、葛尾村長、三春町長、富岡町議会議長、葛尾村議会議長及び三春町議会議長

- 2 連絡会議に座長を置く。
- 3 座長は、三春町長とする。

(会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 会議の議長は、座長が務める。
- 3 会議は必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 連絡会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、連絡会議に付議する事案の協議調整を行う。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、三春町災害対策本部において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月16日から施行する。

別表（幹事会構成メンバー）

各町村の副町（村）長、教育長及び各担当課長